

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年7月1日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 奈良県監査委員 | 内 | 野 | 正 | 博 |
| 同 | 森 | 田 | 康 | 文 |
| 同 | 尾 | 崎 | 充 | 典 |
| 同 | 浦 | 西 | 敦 | 史 |

令和3 監査年度 第1 回分

ア本 庁

| 部局及び所属名 | 実施年月日 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---------|---------------|--|---|
| 知 事 公 室 | | | |
| 広報広聴課 | 令和3年 7月12日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 32,340円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |
| 市町村振興課 | 令和3年 7月12日 | <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。同規則等において、補助金等の額の確定をした場合は、補助事業者等へ書面により通知することとされているのに、令和元年度の補助金について、書面により通知していなかった事例が2件(交付決定額合計 8,009,000円)認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>令和2年度から、補助金等の額の確定をした場合には、市町村に対して書面で通知するよう改善を行った。</p> |
| 南部東部振興課 | 令和3年 7月14日 | <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件(保険料合計 39,070円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払</p> | <p>公用車の自賠責保険料の支払については、前金払いを徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう課内で事案を共有し、支払い時期等を一覧できるリスト</p> |

| | | | |
|---------------|-----------|---|--|
| | | <p>いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> | <p>を作成して進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、適切な定期点検整備を実施する。</p> <p>今後は、所有する公用車の定期点検日及び車検日を含めた日程を可視化したリストを作成し、計画的な定期点検整備に努める。</p> |
| うだ・アニマルパーク振興室 | 令和3年7月14日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額802,010円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成時期等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 防災統括室 | 令和3年6月11日 | <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備について</p> | <p>公用車の定期点検整備について</p> |

| | | | |
|--------------|-----------------------|---|--|
| | | <p>は、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p> | <p>ては、自動車の使用者に実施が義務づけられている6か月ごと等の定期点検整備について道路運送車両法、平成30年10月の総務部長通知等に基づき適正に行う。なお、当該車両については、令和3年度に6か月ごとの点検整備を実施している。</p> |
| <p>消防救急課</p> | <p>令和3年 6月11日</p> | <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果を適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が2件（交付決定額合計11,123,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、</p> | <p>補助金額の確定に当たり、交付決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合していることを審査するため、現地調査等を実施し、実績報告書に添付された収支精算書に記載の内容と支出証拠書類の突合を行う。なお、当該補助金については、令和2年度の額の確定時、補助事業者に対する現地調査を行った。</p> <p>公用車の定期点検整備については、自動車の使用者に実施が義務づけられている6か月ごと等の定期点検整備について道路運送車両法、平成30年10月の総務部長通知等に基づき適正に行う。なお、当該車両については、令和3年度に6か月ごとの点検整備を実施している。</p> |

| | | | |
|---------------|---------------|---|--|
| | | <p>同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 4,507,800円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、課内スケジュール表を用いて契約状況における課内の情報共有を徹底する。また、物品購入時には、購入伺の決裁後に所属の決裁者がチェックを行い、支出負担行為が必要なものについては速やかに手続きをさせるなど、適正な事務処理に努める。</p> |
| 安全・安心まちづくり推進課 | 令和3年 6月11日 | <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 36,186円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、物品購入伺の決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 総務部 | | | |
| 法務文書課 | 令和3年 8月24日 | <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 167,750円)認められた。</p> | <p>令和3年度における支出負担行為手続にあたっては、会計局が作成している「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」により、契約締結権限等を十分確認し、遅延することなく、速やかに処理を行った。 今後も、奈良県会計規則等に</p> |

| | | | |
|--------------|---------------|---|--|
| | | <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> |
| 行政・人材マネジメント課 | 令和3年 8月24日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等 8,735,040円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に努めたい。(注意事項)</p> <p>税外未収金に係る未収金対策について</p> <p>未収金対策の取組については、「税外未収金にかかる債権管理の適正化に関する指針」に基づいて全庁的に取り組んでいるところであり、未収金対策推進連絡会議のもと、積極的な情報交換や研修会を行うほか、未収金を所管する担当課に数値目標を設定させ、過年度未収金の削減や現年度未収金発生抑制について進捗管理を行うなどの取組を行っている。また、平成25年度の行政監査(税外未収金等にかかる債権管理について)の結果を踏まえ、「税外債権の管理マニュアル」「税外債権の管理マニュアル(債権整理編)」「支払督促申立の手引き」を作成し、令和2年度では、専修学校修学資金貸付金等の未収金回収を外部委託するなど、未収金を所管する担当課の債権回収を支援する取組を行っている。</p> <p>しかし、直近の決算で見ると、税外未収金の残高は令和2年度末において総額で46億5,672万円と多額であり、大学奨学資金貸付金等で減少している一方で、育成奨学資金貸付金等で増加している。</p> <p>未収金の解消は財政運営上大きな</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行を実施するとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>未収金対策については、未収金対策推進連絡会議の開催による情報共有、未収金の削減に係る数値目標の設定、回収困難な債権についての弁護士相談、職員を対象に適正な債権管理と回収のノウハウ習得に資するためのグループワークを取り入れた実践的な研修等を実施しており、大きな臨時的増減要因(企業立地促進補助金返還金(3億1,561万円増)、県営住宅水道使用料入居者負担金(9,170万円増)、流域下水道事業費(4億5,607万円減))を除くと、令和2年度末の総額は、前年度末の総額より約5,100万円減少している。また、令和元年度より、債権の状況・理由(時効到来・未到来、支払有・無、所在判明・不明、資力有・無等)をより詳細に把握し、その結果を踏まえて、回収可能な債権は支払督促申立等による回収を促進し、回収不可能な債権については不納欠損処分を行うなど、適切な債権管理を強化している。加えて、令和3年度は、郵送や電話では</p> |

| | | | |
|-----|---------------|---|--|
| | | <p>課題であり、全庁的に厳正かつ適正な対応が強く求められていることから、引き続き実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれない。</p> <p>(意見事項)</p> | <p>債務者に連絡がとれない状態で、かつ、遠方に居住している等、県職員による訪問が困難な債権について、行政・人材マネジメント課が委託実施主体となり、民間事業者に現地調査を委託し、令和4年1月末時点において、19件の所在地調査を実施した。</p> <p>こうした地道な債権回収の取組を進めることにより、毎年度の削減目標額（令和3年度は約7,700万円）の達成を目指すとともに、今後も、法的措置の一層の活用や民間活力の導入による回収の推進、債権管理条例制定等、より効果的・効率的な債権管理手法の検討を行い、庁内全体で未収金の削減に向けた取組を実施していく。</p> |
| 人事課 | 令和3年 8月24日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額等1,980,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、チェックリストの作成で課内における事務処理状況の情報共有を図る等スケジュール管理を徹底し、支出負担行為事務の適正な執行及び再発防止に努める。</p> |
| 税務課 | 令和3年 8月24日 | <p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでおり、また、市町村との連携による個人県民税の協働徴収や自動車税コールセンターの設置により、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より種別割自動車税）の徴収の強化にも努めている。平成22年度から令和元年度までは、着実に徴収率を向上させてきたところであるが、令和2年度の県税徴収率は、令和元年度に比べ0.3ポイント下降し97.9%となった。この要因は、新型コロナウイルス対策による徴収の猶予制度の特例によるもので</p> | <p>県税収入未済額の54.0%（令和2年度実績）を占める個人県民税については、平成24年度に設置した地方税滞納整理本部を中心に、県・市町村の一体的な徴収体制の強化に取り組んでおり、「奈良モデル」による県職員派遣型協働徴収や平成30年度より滞納徴収員を採用し市町村と県による協働徴収を実施するなどの徴収強化に努めているところであり、滞納の多い普通徴収から特別徴収（給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税を引き落と</p> |

| | | | |
|--------------|---------------|--|---|
| | | <p>あるが、未だ未収金は令和2年度末で24億7,297万円と多額であり、徴収率は全国で低位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。 (意見事項)</p> | <p>し、市町村に納入いただく制度)へ移行させる取組についても今後一層市町村との協働を強めていく。</p> <p>また、種別割自動車税など県税の徴収対策については、各税事務所において徴収率や未済額の圧縮率等数値目標を設定し、徴収強化に取り組んでおり、預金差押を強化する取組や、税務課及び各税事務所が連携して滞納整理に取り組むなど、より積極的に徴収強化に取り組んでいるところである。</p> <p>今後も差押等の滞納処分を早期かつ積極的に行い、税収及び税負担の公平性の確保を図るとともに、全国的に低位である徴収率についても、その向上に努める。(令和4年1月末の県税全体の徴収率(現滞)は昨年度同期比1.5%上昇)</p> |
| 管財課 | 令和3年 8月24日 | <p>委託業務の契約書について</p> <p>令和2年度古紙回収処分に係る委託契約について、1回当たりの回収量(収集車の積載量)等を明確に記載した契約書により契約すべきであるのに、その点が不明確なまま、単価契約を締結していた事例が1件認められた。なお、予定価格算定時に想定していた車種とは異なる収集車により運搬されたため、運搬回数が予定より大幅に増加していた。</p> <p>今後は、契約書及び添付する仕様書において、1回当たりの回収量(収集車の積載量)等を明確に記載するなど、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> | <p>今回の不適切な事務執行について課内で情報共有を行うとともに、今後は、当該委託業務の仕様書を作成する際に、収集車の積載量を明確に記載し、契約事務の適正な執行に努める。</p> |
| 文化・教育・くらし創造部 | | | |
| 文化振興課 | 令和3年 8月16日 | <p>補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて</p> <p>令和2年度奈良県大芸術祭実行委員会負担金及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会負担金について、負担金交付の対象となる事業の内容に変更がある場合は、奈良県大芸術祭実行委員会及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会は事業計画変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受</p> | <p>補助事業者に対し、補助対象事業内容を十分に理解し、事業計画変更承認の申請が必要となった場合は、適時適切に事業計画変更承認申請を行うよう周知徹底した。</p> <p>今後は、同様の事案が発生することのないよう、補助事業の</p> |

| | | | |
|---------|---------------|---|---|
| | | <p>けなければならないとされているが、上記の2件（交付決定額合計 54,767,898円）では、変更承認の手続を適時に行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県大芸術祭実行委員会負担金交付要綱及び奈良県障害者大芸術祭実行委員会負担金交付要綱に基づき、変更申請が適切に行われるよう実行委員会への指導及び周知に努めるとともに、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> | <p>進捗状況の把握を定期的に行うよう職員へ注意喚起を行うとともに、適時の事業計画変更承認申請を受け、適正な事務の執行に努める。</p> |
| 文化財保存課 | 令和3年 8月16日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 12,320,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に複数職員で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 文化資源活用課 | 令和3年 8月16日 | <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度の業務委託契約について、経費の性質が歳入の徴収事務の委託であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が2件（契約額合計 18,000円）認められた。令和2年10月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則を始め、会計局が作成している「会計事務処理の手引き」等による事前確認を徹底し、適正な予算科目で支出するよう努める。</p> |
| 教育振興課 | 令和3年 8月16日 | <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> | |

| | | | |
|-----------|---------------|---|---|
| | | <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。</p> <p>令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 65,206,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> | <p>奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金等の額の確定時には現地調査を行い、実績報告書に添付された収支決算書の記載内容と支出証拠書類等との突合等による審査を行うことで、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| スポーツ振興課 | 令和3年 8月17日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額等合計 586,256円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に複数職員で管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| こども・女性局 | | | |
| 奈良っ子はぐくみ課 | 令和3年 5月13日 | <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業</p> | <p>今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行うなど、適正な事務執行について職員へ注意</p> |

等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が30件（交付決定額合計 144,053,000円）認められた。また、上記のうち1件では、収支決算書の添付がないまま額の確定を行い、令和3年1月に再度確定を行った上で過交付額（2,100,000円）を返還させていた。

今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計 18,371,848円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 924,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

喚起を行うとともに、複数の担当者による書類確認を行うなど、適正な執行と再発防止に努める。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為や契約書の作成事務等を行うよう、職員へ注意喚起を行うとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為及び契約事務等の適正な執行と再発防止に努める。

| | | | | |
|-------|---------------|--|---|--|
| 福祉医療部 | 地域福祉課 | 令和3年 5月13日 | 補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が8件（交付決定額合計327,594,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> | <p>令和2年度の全ての補助事業者に対し、令和3年2月、3月、5月及び6月に支出証拠書類の検査など現地調査を行い、補助金が適正に執行されたことを確認した。</p> <p>補助金等の額の確定については、奈良県補助金等交付規則等に基づき、現地調査の日程を計画的に組み、検査リストを作成して実績報告書と支出証拠書類を突合し審査するなど、補助金の適正な事務執行についてチェック体制を整備した。</p> |
| 障害福祉課 | 令和3年 5月13日 | 郵便切手の過大な保有について <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は68,345円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じて購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> | <p>今後は、郵便切手は最小限保有することとし、適切な管理に努める。</p> | |
| | | 支出負担行為及び契約書の作成の遅延について <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額18,602,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しな</p> | <p>今後は、同様の事例が発生することのないよう担当者は決裁中の案件の進捗状況のチェックリストを適宜作成し、その都度、ほかの職員が処理状況の確認を行うことにより内部統制の強化を図る。</p> | |

| | | | | |
|--------------|-------|---|---|---|
| | | <p>いものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> | <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> <p>令和2年度の委託契約1件(契約額 184,800円)について、奈良県契約規則第26条等により藤の木学園の園長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれていないのに、公有財産規則第4条第3項により、障害福祉課が管理する公有財産である旧筒井寮の維持管理上必要な契約事務を、公有財産の分任管理者の所属替の手続きを行わず、同園の園長に行わせていた。</p> <p>また、本件契約の締結に当たり、特にやむを得ない事情がないのに、業務開始日までに業務の引継ぎを行わなかったことにより、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上支出負担行為が遅延した。</p> <p>今後は、奈良県契約規則、公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> | <p>今回、注意を受けた委託契約について、令和3年度は障害福祉課において契約の締結を実施した。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等の関係箇所を係員に周知徹底するとともに、所属における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な契約事務の執行と再発防止に努める。</p> |
| 水循環・森林・景観環境部 | 企画管理室 | 令和3年7月27日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 23,100円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |

| | | | |
|---------------|---------------|--|---|
| 森と人の共生 推進室 | 令和3年 7月27日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から2か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 7,133,701円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 森林整備課 | 令和3年 7月27日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 97,020円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、課内における事務処理状況の情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> |
| 廃棄物対策課 | 令和3年 7月27日 | <p>補助金等の交付決定等及び額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度の地域環境対策支援事業補助金において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3</p> | <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、補助金等の交付決定、支出負担行為及び実績報告書の審査等の適正な執行に努めるとともに、チェックリストを作成して進捗状況を管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備</p> |

| | | | |
|-----------------|-----------------------|--|--|
| | | <p>か月末満期した日付を交付決定日としていた事例が10件（交付決定額合計 31,532,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち3件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である河川美化活動に伴う物品の購入等に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の10件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の産業廃棄物不適正処理監視事業補助金において、実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容については確認を行っているものの、支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 1,500,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みきたい。（注意事項）</p> | <p>し、適正な事務処理に努める。</p> |
| <p>景観・自然環境課</p> | <p>令和3年 7月27日</p> | <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和元年度末の郵便切手の保有残高は76,413円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じて購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統</p> | <p>郵便切手については、過多であった切手数を減少させ、毎月確実に保有数をチェックすることにより、令和3年11月30日現在保有高6,208円と適正な管理を行っている。今後も購入に関して抑制を行うなど管理を徹底していきたい。</p> <p>予算執行を確実に行うべく、事業進捗表を作成し確認する。</p> |

| | | | |
|-----------------|---------------|--|---|
| | | <p>制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額 66,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>また、今後は支出負担行為時において、複数でのチェックの実施により体制を強化する。予算執行の統制を図り適正な時期に支出負担行為を行いたい。</p> |
| 産業・観光・雇用 振興部 | | | |
| 地域産業課 | 令和3年 5月24日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から7か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 774,018,341円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>今後は、奈良県会計規則及び奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>決裁過程におけるチェック体制の強化及びスケジュール管理の徹底により適正な事務の執行と再発防止に努め、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |
| 産業振興総合センター | 令和3年 8月23日 | <p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>産業振興総合センターの入居団体に係る行政財産使用料について、令和2年度年額分の積算を誤り、調定額が239,161円(調定件数合計5件)不足していた。また、令和2年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条</p> | <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な使用料の積算に努める。</p> <p>調定金額や内容について、複数の職員で書類確認を行うなど、決裁過程におけるチェック体制を強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |

| | | | | |
|---|-----------------------------|-----------------------|--|---|
| | | | <p>例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>公有財産の有効活用について 産業振興総合センターが産業会館（大和高田市）に設けているビジネスインキュベータ施設は、令和2年11月30日時点で9室中3室の利用にとどまっている。産業振興総合センターでは施設の稼働率向上に向けての取組を行っているところであるが、依然として施設が十分に活用されていない状況となっている。県有資産の有効活用の観点から、施設の稼働率向上等に向けて引き続きその対応策を検討されたい。 (意見事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 1,104,400円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> | <p>市町村や経済団体等と連携した募集情報の発信や、創業セミナー参加者へのチラシの配布に加え、昨年度よりデジタルサイネージやテレビ・ラジオ・新聞を利用した募集情報の告知を実施している。 令和4年2月現在、9室中5室の利用があり、施設利用の内容やメリット等についての積極的な周知に努め、今後も利用率の向上を図りたい。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。 決裁過程におけるチェック体制の強化及びスケジュール管理の徹底により適正な事務の執行と再発防止に努め、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |
| 観 | <p>光 局</p> <p>ならの観光力向上課</p> | <p>令和3年 8月23日</p> | <p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 12,229,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととさ</p> | <p>今後は、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、補助金交付決定に係る事務を適時、適正に行うように努める。 また、今後は、実績報告書の審査にあたり、補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合していることを審査するため、現地調査等を実施し、実績報告書に添付された収支精算書に記載の内容と支出証拠書類の突合</p> |

| | | | |
|------------|---------------|--|---|
| | | <p>れているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である旅行商品の企画等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が2件（交付決定額合計 2,091,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みきたい。（注意事項）</p> | <p>を行い、奈良県補助金等交付規則に基づいた適正な事務処理に努める。</p> <p>なお、当該補助金については、令和2年度の額の確定時、現地調査等により、実績報告書に添付された収支精算書に記載の内容と、支出証拠書類の突合による確認を行った。</p> |
| 観光プロモーション課 | 令和3年 8月23日 | <p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 32,135,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①2か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の2件では、県が実際に交付決定を行っ</p> | <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び交付決定等の適正な事務の執行に努めるとともに、補助金等の交付決定等において複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>また、実績報告書の審査にあたり、補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合していることを審査するため、現地調査等を実施し、実績報告書に添付された収支精算書に記載の内容と支出証拠書類の突合を行い、奈良県補助金等交付規則に基づいた適正な事務処理に努める。</p> |

た日よりも前に補助対象事業である商品造成等の事業に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。

さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が3件（交付決定額合計 7,650,000円）認められた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 117,500,000円）認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約書の作成事務等において複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。

| | | | |
|--------------------|-----------------------|---|--|
| | | <p>及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>補助金等の変更承認に係る不適切な取扱いについて</p> <p>令和元年度「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン推進事業負担金について、補助事業等に要する経費の配分の変更がある場合は、軽微な変更(20%以内の増減)を除き、補助事業者は変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、変更承認の手続を行っていない事例が1件(交付決定額 18,000,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び一般財団法人奈良県ビジターズビューロー負担金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> | <p>今後は、決裁過程におけるチェック体制を強化し、補助事業等に要する経費の配分の変更等について複数人によるチェックを行うなど適正な事務の執行に努める。</p> |
| <p>M I C E 推進室</p> | <p>令和3年 8月23日</p> | <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>資金の前渡を受けた者は、前渡資金に係る経費について精算書を作成し、これに支払に関して証拠となるべき書類を添えて、随時の費用については当該経費の支払完了後5日以内に、支出命令者に提出して精算しなければならないのに、令和2年度の負担金について、資金前渡職員が精算をすべき期間から1か月以上遅延して精算を行っていた事例が1件(返納額 14,086円)認められた。</p> <p>今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計 118,492,084円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前である</p> | <p>資金前渡の事務処理について改めて注意喚起を行い、資金前渡の速やかな精算、複数人によるチェックを行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、年間スケジュールにより所属内で委託契約等の時期を共有するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|---------|----------|--|---|
| | | <p>が支出負担行為の遅延期間が3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | |
| 食と農の振興部 | | | |
| 農業水産振興課 | 令和3年7月9日 | <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和2年度において、実績報告書の提出を受けた日から額の確定を通知するまでの期間が3か月以上経過していた事例が1件(交付決定額 88,195円)認められた。このため、補助事業者への支払いも実績報告書を受け取った日から、3か月以上経過していた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まなければならない。(注意事項)</p> | <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、補助金等に係る額の確定通知等の進捗状況を把握できるチェックシートを活用し、複数の担当者がチェックするなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む、再発防止に努める。</p> |
| 畜産課 | 令和3年7月9日 | <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から7か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額 6,000,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である指定血統の子牛の購入経費の助成業務に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定につい</p> | <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び交付決定等の適正な事務の執行に努めるとともに、特に4月1日を支出負担行為日とする事業の一覧表を予め作成し、総務ラインで財務システムの入力状況だけでなく、決裁済みか否かもチェックする体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |

| | | | |
|-----------------------|--------------|---|--|
| | | <p>て、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> | |
| 担い手・農地 マネジメント 課 | 令和3年 7月9日 | <p>貸付金に係る不十分な債権管理について</p> <p>青年農業者等育成確保資金貸付金の未収金に係る債権管理事務において、「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に規定されている納付交渉や財産調査の手続きを令和2年1月以降実施していなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、同指針の規定に従うとともに、内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が3件（交付決定額合計21,732,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | <p>「税外未収金に係る債権管理の適正化に関する指針」に基づき、定期的に督促を実施するとともに、債権管理簿等を活用し進捗状況を管理するなど内部におけるチェック体制を強化し、適正な債権管理に努める。</p> <p>令和元年度及び同2年度分補助金については、既の実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を実施済みである。奈良県補助金等交付規則等に基づき、補助金の額の確定事務等の適正な執行に努めるとともに、あらかじめ当該年度の審査予定計画を作成し、決裁過程においても審査の実施状況等を的確に管理するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 農村振興課 | 令和3年 7月9日 | <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った</p> | <p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び交付決定事務等の適正な執行に努めるととも</p> |

| | | | |
|-----------|---------------|--|---|
| | | <p>場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 914,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である用水施設の設備整備点検等の業務に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定するときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | <p>に、事務進捗管理は複数の係で確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 県土マネジメント部 | | | |
| 企画管理室 | 令和3年 8月12日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 34,100円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> | <p>今後は、組織として、チェック体制を強化し、必要な書類について時機を失することなく確認する等、事業執行におけるスケジュール管理を行い、支出負担行為事務の適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| 道路建設課 | 令和3年 8月12日 | <p>補助金の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交</p> | <p>道路関係団体への補助金の額の確定については、団体事務局から提出のあった実績報告書及びこれに添付される収支決算書に記載の支出及び収入の行為について、団体の事務局等に赴き、領収書や預金通帳等の証拠書類</p> |

| | | | |
|-------|---------------|--|--|
| | | <p>付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和元年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査が不十分なまま額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額 450,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p> <p>補助金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、道路整備促進期成同盟会奈良県協議会及び奈良県道路利用者会議への補助金については、補助金の交付事務を担当する職員を、当該補助金の交付申請や交付対象事業を行う同団体の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、補助金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を同団体の事務局員と別の者にするなど、補助金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。</p> <p style="text-align: center;">（意見事項）</p> | <p>と突合して審査することを徹底した。</p> <p>その上で、審査の結果報告書を課内で所属長まで決裁の上、団体の事務を担当する職員とは別の職員が額の確定及びその後の交付事務を実施することとした。</p> <p>指摘の補助金については、令和2年度の補助金の額の確定事務について上記のとおり実施しており、今後も実施することとしている。</p> <p>道路整備促進期成同盟会奈良県協議会及び奈良県道路利用者会議の補助金の申請及び交付事務については、年間を通じて団体事務局として事務を担当する職員を決定し、団体の申請業務は必ずその職員が行うこととし、県の交付事務は必ずその職員とは別の職員が実施する体制とした。</p> <p>令和2年度補助金の事務局の実績報告及び県の補助金額の確定業務から現在まで当該体制で交付事務を実施している。</p> |
| 河川整備課 | 令和3年 8月11日 | <p>自動車使用伺兼使用報告書の承認・確認の不備について</p> <p>自動車の使用に当たっては、自動車使用伺兼使用報告書により、所属長の使用承認を受け、使用后その使用状況を所属長に報告することとされているが、令和元年度の使用（1台分 使用回数合計 173回）について、所属長による使用報告の確認が全く行われていなかった。また、令和2年度の使用（1台分 使用回数合計 52回）について、所属長による使用承認、使用報告の確認が全く行われていなかった。</p> <p>今後は、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、適正な事務処</p> | <p>自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、自動車を使用する際には、自動車使用伺兼使用報告書により使用責任者自身が、使用前に所属長の承認を受け、使用后には所属長に使用状況を報告する運用を徹底し、適正な事務処理に努める。</p> |

| | | | |
|------------|---------------|---|--|
| | | 理に努められたい。(注意事項) | |
| 砂防・災害対策課 | 令和3年 8月11日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 33,800円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | 支出負担行為の事務処理手順を共有するため、改めて「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」表および「物品の分類基準」を所属内で共有のうえ事務処理手順を周知し、奈良県会計規則等に則った適正な事務執行と遅延の再発防止に努める。 |
| 地域デザイン推進局 | | | |
| まちづくり連携推進課 | 令和3年 7月29日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 40,700円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | 奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、複数の担当者による書類確認等により所属におけるチェック体制を強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。 |
| 奈良公園室 | 令和3年 7月29日 | <p>負担金の交付事務にかかる審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和2年度奈良公園バスターミナルイベント実行委員会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同実行委員会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を</p> | 令和3年度奈良公園バスターミナルイベント実行委員会への負担金について、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を実行委員会の事務職員と別の者にし、負担金の適切な審査体制を確保した。今後も、適正な事務の執行に努める。 |

行委員会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。(意見事項)

補助金の額の確定に係る不適切な事務処理について

奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和2年度において、額の確定に当たり実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額 7,600,000円)認められた。

今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。

(注意事項)

支出負担行為及び契約書の作成の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 21,802,000円)認められた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程にお

令和3年度においては、奈良県補助金等交付規則等に基づき、額の確定に当たり、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合を補助事業者の事務所に赴いて実施した。また、実施記録について復命書を作成し、その写しを額確定の起案に添付した。今後も、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努める。

奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書作成事務等の適正な執行に努めるとともに、複数の担当者による書類確認等により所属におけるチェック体制を強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。

| | | | |
|-----------|---------------|--|---|
| | | けるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項) | |
| 住まいまちづくり課 | 令和3年 7月29日 | <p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づく行政財産使用料の適用を誤ったこと等(使用許可件数の誤り・同条例に定める単価及び級地の適用誤り)により、令和元年度及び令和2年度の共架電線等に係る行政財産使用料について、調定不足が4件(不足額合計115,675円)認められた。令和2年4月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の使用料及び賃借料について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額805,800円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | <p>行政財産使用料条例に基づき使用料の算定を正確に行い、行政財産使用許可及び行政財産使用料調定事務の手続き毎に作成していた台帳を一元化し、誤りがないよう複数の職員でチェックを行う体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 水道局 | | | |
| 水道局 | 令和3年 8月19日 | <p>児童手当の二重払いについて</p> <p>令和2年度の児童手当の支給につ</p> | 支給の手続きを行う際、不要 |

| | | | |
|-----------|---------------|---|--|
| | | <p>いて、職員に二重に支出していた事例（支給額合計 1,200,000円）が認められた。令和3年2月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、債務確認の徹底とチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。（注意事項）</p> | <p>なデータを手作業で取り除いていたことにより誤りが発生したため、自動で不要なデータを取り除くようシステム改修を行った。</p> |
| 議 会 事 務 局 | | | |
| 議会事務局 | 令和3年 8月20日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 87,934円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> | <p>見積書原本の入手等の事務手続について契約業者と速やかに行うとともに、物品購入同の決裁について会計局との連携調整を行うことで、支出負担行為及び契約手続等の適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| 教 育 委 員 会 | | | |
| 企画管理室 | 令和3年 8月19日 | <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計 350,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記のうち1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である研修会等々の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に</p> | <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、交付決定等の事務処理を計画的に行うとともに、交付決定時期を一覧できるチェックリストを作成して、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|---------|---------------|---|---|
| | | <p>支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | |
| 教育政策推進課 | 令和3年 8月19日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 642,400円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 学校支援課 | 令和3年 8月19日 | <p>高等学校等育成奨学金貸付金償還金の納入通知書の誤送付について</p> <p>令和2年度の高等学校等育成奨学金貸付金償還金において、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が2件（調定額合計 45,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度の郵便切手の購入について、経費の性質が通信運搬費であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件（支出額 12,00</p> | <p>納付書や返還督促にかかる通知等を発送する際は、管理番号だけでなく住所氏名も確認することに加え、封入作業に携わっていない職員を含めた2段階でのチェック体制による確認を徹底し、再発防止策を図る。</p> <p>また、人為的なミスをなくするため、封入封かん機の導入を検討する。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、正しい予算科目で支出するため、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認を行い、適正な執</p> |

| | | | |
|--------------|-----------------------|---|---|
| | | <p>0円)認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額990,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、複数の担当者による書類確認と進捗管理シートを作成しスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| <p>学校教育課</p> | <p>令和3年 8月19日</p> | <p>郵便切手等交付簿の記載漏れについて 令和元年度の郵便切手等交付簿において、購入した切手465,472円のうち計298,560円分の購入と計306,470円分の使用の記載がされておらず、880円分を令和2年度の郵便切手等交付簿に購入分として誤って記載していた。また、購入したレターパック62,540円のうち計7,500円分の購入と使用の記載もなかった。このため、受払の状況を事後的に確認できない状況であった。 郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。 今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるとともに、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額等合計5,306,578円)認められた。 契約の締結をしようとするときは</p> | <p>郵便切手交付簿等をデジタル化し、共有フォルダに保存したファイルに使用者本人が確実に記帳したうえで責任をもって切手を取り出すこととし、総務係でモニタリングにより管理するとともに、定期的に数量確認を行う体制を整備した。 また、課内室や庁内外分室も含め全職員宛メールや係長会議など、機会ある毎に使用方法の是正について周知徹底、注意喚起した。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、各係でのチェック体制の整備、総務係における督促・助言など全体の進捗管理により、適正な事務処理に努める。</p> |

| | | | |
|-----------------|-----------------------|---|--|
| | | <p>奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 4,510,810円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> | |
| <p>人権・地域教育課</p> | <p>令和3年 8月19日</p> | <p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和2年度末の郵便切手の保有残高は139,810円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が34件（交付決定額合計 45,421,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の34件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である協議会の開催等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の34件で</p> | <p>今後は、年度末の保有残高が多額にならないよう、使用予定数の把握及び郵便切手交付簿の残高確認を的確に行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、交付決定等の事務処理を計画的に行うとともに、複数の職員によるスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|-------|---------------|--|--|
| | | <p>は、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まいたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 49,500円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> | <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の事務等の適正な執行に努めるとともに、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| 保健体育課 | 令和3年 8月19日 | <p>補助金等の交付決定及び額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和2年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が3件(交付決定額合計 10,325,000円)認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の3件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業である大会開催業務に着手していた。また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の3件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。さらに、補助事業者等より実績報告書等の報告を受けた場合において、当該報告</p> | <p>奈良県補助金等交付規則等に基づき、支出負担行為及び交付決定等の適正な執行に努めるとともに、交付決定時期等を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を複数人での確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>また、補助事業の適切な審査を担保するため、現地調査を実施し、実績報告書等の内容に基づく支出証拠書類の確認、補助事業者への聴取を行い、適正な事務の執行に努める。</p> |

書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとされているが、令和元年度及び令和2年度の補助金等について、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等を行っておらず、審査が不十分のまま額の確定を行っていた事例が21件（交付決定額合計 21,571,900円）認められた。

今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(注意事項)

支出負担行為の遅延について

委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,720円）認められた。

今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、備品購入時には一覧表を作成して進捗状況を複数人での確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。

イ 出先機関

| 部局及び所属名 | 実施年月日 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|---------------------------------|-----------------------|--|---|
| <p>こども・女性局</p> <p>女性センター</p> | <p>令和3年 3月23日</p> | <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 110,005円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>支出負担行為の遅延については昨年度も指摘を受けていることから、奈良県会計規則等に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう、職員に再度、周知徹底を図った。 今後は、課内における事務処理状況の情報共有を行うため、管理簿を作成し進捗管理するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組み、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> |
| <p>高田こども家庭相談センター</p> | <p>令和3年 3月22日</p> | <p>現金出納簿の未作成について 出納員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和元年度及び令和2年度において、現金出納簿を作成していなかった。 今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について 物件の借入れにおいて、随意契約によることができる場合は、予定価格が80万円を超えないものとされているのに、令和元年度の電話機の賃貸借契約について、予定価格を定めず、少額随意契約に該当するかの根拠がないまま、随意契約によることができる上限額を超えた契約(契約額 月額 14,080円 リース期間総額 1,182,720円)を見積競争により締結していた事例が認められた。 今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則に基づき、現金出納簿の作成を行ったうえ、適正な事務の執行について、職員に周知徹底を行った。</p> <p>地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、契約事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期、随意契約によることができる場合の根拠等を一覧できるチェックリストを作成して、契約内容を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| <p>福祉医療部</p> <p>心身障害者福祉センター</p> | <p>令和3年 3月22日</p> | <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要</p> | <p>今後、備品購入に際しては、</p> |

| | | | |
|-------|---------------|--|--|
| | | <p>とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 190,640円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するとともにこれを所内で共有して、契約後に支出負担行為を行うことのないように細心の注意を払う。</p> |
| 藤の木学園 | 令和3年 3月23日 | <p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>委託契約において、随意契約によることができる場合は、予定価格が100万円を超えないものとされているのに、令和2年度の洗濯業務委託契約について、設定した予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、競争入札に適さない明確な根拠がないのに、随意契約により、見積合せも省略し、契約を締結していた事例(契約額 3,003,000円)が認められた。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制の充実を図り、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 159,526円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について</p> | <p>今回、指摘を受けた委託契約について、令和3年度は競争入札による契約の締結を実施した。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県契約規則等の関係箇所を係員に周知徹底するとともに、所属における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な契約事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は同様の事例が発生することのないよう、奈良県会計規則等の関係箇所を係員に周知徹底するとともに、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、適正な支出負担行為事務の執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|---|---|
| | | <p>令和2年度の委託契約1件（契約額 184,800円）について、奈良県契約規則第26条等により藤の木学園の園長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、公有財産規則第4条第3項により障害福祉課が管理する公有財産である旧筒井寮の維持管理上必要な契約に係る契約締結に関する事務を当該学園の園長が行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和2年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額 132,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p> | <p>今回、注意を受けた委託契約について、令和3年度は障害福祉課において契約の締結を実施した。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等の関係箇所を係員に周知徹底するとともに、所属における複数の担当者によるチェック体制を強化し、適正な契約事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は同様の事例が発生することのないよう、奈良県会計規則等の関係箇所を係員に周知徹底するとともに、所属におけるチェック体制を強化し、決裁過程における複数の担当者による書類確認を行い、適正な契約事務の執行と再発の防止に努める。</p> |
| <p>水循環・森林・景観環境部</p> <p>森林技術センター</p> | <p>令和3年 4月21日</p> | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,958円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> | <p>奈良県会計規則に基づき、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員への周知徹底を行った。</p> <p>今後は、各課員が課内における事務処理状況の的確な把握に務めるとともに、積極的な情報共有等によりチェック体制を強化し、支出負担行為の適正な執行に努める。</p> |
| <p>産業・観光・雇用振興部</p> <p>競輪場</p> | <p>令和3年</p> | <p>施設賃貸料の調定事務の遅延について</p> | |

| | | | |
|----------------------------|-----------|--|--|
| | 8月23日 | <p>て</p> <p>令和元年度及び令和2年度の施設賃貸料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限を経過した後（最長で23か月経過）に納入の通知を行っていた事例が22件（調定額合計 1,494,534円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>工事請負契約に係る契約保証金について、受注者が締結した履行保証保険契約の締結日より前に、契約保証金を免除し、建設工事請負契約（契約額 5,720,000円）を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、調定事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> | <p>今後は、奈良県公有財産規則等に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>調定予定期日を明記した一覧表の活用により、事務執行の確認体制の強化を行うとともに、早期に事務手続を開始することにより再発防止に努め、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努める。</p> <p>契約締結前に複数の担当者による書類確認を徹底することで所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等の確認を徹底し、特に指導のあった点について所属内研修等で情報を共有し、再発防止に努める。</p> <p>また、管理職による決裁過程におけるチェック体制を一層強化し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |
| 奈良しごとiセンター（高田しごとiセンターを含む。） | 令和3年3月23日 | <p>郵便切手等交付簿の検査漏れについて</p> <p>郵便切手等交付簿は、毎月月末に月計累計の締高をつけ、累計にかい長の検印を受けることとされているのに、平成30年4月から令和2年10月までの各月の累計（受入額合計 61,263円 払出額合計 41,904円）にかい長の検印を全く受けていなかった。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手等の適正な管理に努めるととも</p> | <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な管理に努めるとともに、複数の職員で照合処理を行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|------|---------------|--|---|
| | | <p>に、実効性のあるチェック体制の整備を図られたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和元年度及び令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> | <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法を遵守し、各公用車の定期点検実施計画表を作成し、今後、定期点検整備の確実な実施に努める。</p> |
| 産業会館 | 令和3年 4月21日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計691,460円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の機器修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額836,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程に</p> | <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p> <p>決裁過程におけるチェック体制の強化及びスケジュール管理の徹底により適正な事務の執行と再発防止に努め、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努める。</p> <p>複数の職員による書類確認を行うチェック体制を強化し、再発防止に努め、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p> |

| | | | |
|-----------|---------------|--|--|
| | | におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項) | |
| 食と農の振興部 | | | |
| 中部農林振興事務所 | 令和3年 8月5日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 124,200円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | 奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、備品購入契約についての支出負担行為の作成は、見積書の開封後、発注時に速やかに行い、適正な事務処理に努める。 |
| 東部農林振興事務所 | 令和3年 7月14日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額等 42,120円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> | 奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。 |
| 家畜保健衛生所 | 令和3年 6月7日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 180,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | 奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。 |

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------|--|--|
| <p>県土マネジメント部</p> <p>流域下水道センター</p> | <p>令和3年 8月20日</p> | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 49,891,380円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>需用費の二重払について</p> <p>令和元年度の需用費(光熱水費)について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 48,136円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> | <p>今後は管理職により、適正な時期に支出負担行為がなされているか確認し、遅延を防止する。特に、庁舎管理委託等年度当初に契約を行うものについてはリスト化し、支出負担行為が済んでいるかどうかを厳に確認する。</p> <p>出納確認の際、支払予定表を公営企業会計システムより出力印刷し、同一案件の支払予定がないかを確認する。</p> <p>このことにより、二重払いを防止する。</p> |
| <p>地域デザイン推進局</p> <p>県営住宅管理事務所</p> | <p>令和3年 8月20日</p> | <p>資金前渡に係る過渡金の戻入について</p> <p>令和2年度の負担金(甲種防火管理新規講習受講料)の資金前渡において過渡しが生じたため、当該過渡金について戻入手続きを行うべきところ、その手続を行っていなかった事例が1件(8,000円)認められた。また、戻入を行うべき前渡資金で別の負担金の支出を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> | <p>奈良県会計規則等に基づく適切な事務処理を各職員に徹底するとともに、複数職員によるチェック体制を強化する。</p> <p>また不明点等については、会計局に事前確認を行い、適切な事務執行と再発防止に努める。</p> |
| <p>教育委員会</p> <p>生駒高等学校</p> | <p>令和3年</p> | <p>支出負担行為の遅延について</p> | |

| | | | |
|----------|---------------|---|--|
| | 6月7日 | <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 65,780円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>今後は、事業の進捗管理を一覧できる支出負担行為チェックシート様式を活用して体制整備を行うとともに案件の把握を行う。</p> <p>また、工事・委託の発注から支払いまでの進捗状況についてチェックシートを作成して、処理状況を明記し係単位で共通認識を持つとともに複数人によるチェック体制による管理を行い、奈良県会計規則等に基づいた適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> |
| 大和中央高等学校 | 令和3年 6月7日 | <p>通信教育受講料の調定事務の遅延について</p> <p>令和2年度の通信教育受講料について、「奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学金徴収事務取扱要綱」で定められた納期限(5月28日)を経過した後、遅延して調定及び納入の通知を行っていた事例が3件(56名分 調定額合計 447,552円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 50,600円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県立学校における授業料等に関する条例及び奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学金徴収事務取扱要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、年間スケジュール表を作成して複数の職員で進捗状況を管理するなどチェック体制を整備し、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の進捗状況が一覧できるチェックリストを作成してスケジュールを管理するなどチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 桜井高等学校 | 令和3年 7月30日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の進捗</p> |

| | | | |
|----------------|-----------------------|---|--|
| | | <p>約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 2,013,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> | <p>状況が一覧できるチェックリストを作成してスケジュールを管理するなどチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| <p>大宇陀高等学校</p> | <p>令和3年 4月21日</p> | <p>高等学校等就学支援金の調定事務の誤りについて</p> <p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づいて文部科学省から交付を受ける令和元年度の高等学校等就学支援金について、調定額の算定を誤ったため、同省からの交付金の交付額が過小となっていた事例が1件（過小額 39,600円）認められた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。（注意事項）</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和2年度の当該契約について、契約書を作成せず、請書により業務委託を行っていた（契約額 200,200円）。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅</p> | <p>今後は、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令の規定について、関係職員に対して、改めて周知を行った。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|--------|--------------|---|--|
| | | <p>延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が8件（契約額合計 5,574,448円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件（契約額合計 3,695,000円）では支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備する。</p> |
| 高田高等学校 | 令和3年 8月5日 | <p>需用費の誤払いについて</p> <p>令和2年度の需用費について、相手方を誤って支出した事例が1件（契約額 31,680円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 7,127,415円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件、②業務完了前である</p> | <p>今後は、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|----------|---------------|--|--|
| | | <p>が支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額6,930,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> | |
| 御所実業高等学校 | 令和3年 4月21日 | <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額38,500円）認められた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に努められたい。（注意事項）</p> | <p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| 五條高等学校 | 令和3年 4月21日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、納品後に支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計170,000円）認められた。また、上記のうち2件では会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行ってい</p> | <p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、複数の担当者による書類確認により支出負担行為を行う時期等のスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|--------|---------------|--|---|
| | | <p>た。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | |
| 盲学校 | 令和3年 3月23日 | <p>需用費の誤払及び過年度支出について</p> <p>令和元年度の需用費について、債権者を誤って支出した事例が1件(支出額13,860円)認められた。また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、正当債権者への支払いを翌年度の令和2年7月に令和2年度予算から支出して、過年度支出となっていた。今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> | <p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出事務における債務の確認を徹底するとともに、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、会計年度内の適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| ろう学校 | 令和3年 3月23日 | <p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が3件(過支給額合計137,760円)認められた。その態様の内訳は、①交通機関を利用する者の最寄り駅の認定を誤っていた事例が1件、②交通用具を使用する者の自動車の使用距離の認定を誤っていた事例が2件となっていた。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>今後は、関係法令に基づき適正な認定事務を行うとともに、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| 奈良養護学校 | 令和3年 3月1日 | <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計2,850,940円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の</p> | <p>今後は、支出負担行為及び契約書の作成事務等について、契約案件、契約時期及び必要書類を一覧できるチェックリストを作成して情報を共有し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> |

| | | | |
|---------------|----------------------|--|--|
| | | <p>省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額 2,102,760円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>請書を徴取していない契約について</p> <p>契約の締結に当たっては、契約書の作成を省略できる場合でも、建設工事の請負契約以外で契約金額が100万円未満50万円以上の契約においては、契約内容について誓約させる意味を有する請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和元年度の契約金額が100万円未満50万円以上の設備修繕の契約について、請書を徴取していなかった事例が1件(契約額 610,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p> | <p>今後は、契約書の作成事務等について、必要書類を一覧できるチェックリストを作成して情報を共有し、複数の担当者による書類確認を行うなど、所属におけるチェック体制を強化し、奈良県契約規則、関係通知等に基づいた適正な執行と再発防止に努める。</p> |
| <p>高等養護学校</p> | <p>令和3年 3月1日</p> | <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和2年度のスチール製椅子の購入契約について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額 39,160円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則等に従い、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契</p> | <p>今後は奈良県予算規則等に従い、正しい予算科目で支出するよう、会計事務の手引書を随時参照するとともに、チェック体制を強化し、適正な執行と再発防止に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件の進捗管理シートを作成してスケジュールを管理するなどチェック体</p> |

| | | | |
|--------|---------------|--|---|
| | | <p>約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件(契約額合計 4,232,470円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件(契約額 4,103,000円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> |
| 大淀養護学校 | 令和3年 4月21日 | <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 44,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> | <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、事業の進捗管理及び事務処理を一覧できるチェックシートを作成してスケジュール管理を行うとともに、複数職員によるチェック体制により、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p> |

ウ 財政的援助団体

| 所 属 名 (所管課名) | 実施年月日 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 |
|--|---------------|--|---|
| 一般財団法人奈良 県デジタルズビ ューロー (ならの観光力向 上課) | 令和3年 8月23日 | <p>契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>一般財団法人奈良県デジタルズビューロー会計処理規程により、支出の原因となるべき契約その他の行為をする場合においては、その内容を明らかにする書類を添えて、あらかじめ文書によって決裁を受けることとされているのに、契約内容の変更についてあらかじめ決裁を受けず、変更内容を反映した請書を徴取していない事例が1件(令和2年度支出額 528,000円)認められた。</p> <p>今後は、同規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> | <p>当該契約内容の変更について、令和3年度分から適切に反映するように、会計処理規程により、内部決裁を経て、新たな契約を締結した。</p> <p>また、意思決定プロセスの透明化やワークフローの効率化を図るため、電磁的記録を用いて、文書等の収受、起案、決裁、保存、破棄等の事務処理等を行う「文書総合管理システム」を令和3年度に導入した。</p> |